



2024年7月29日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 城口 洋平
(コード番号：4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 丸岡 智也
(TEL 03-6635-1021)

再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、2024年6月27日付「外部調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社のEV充電事業におけるSPC（EV充電インフラ1号合同会社）を非連結とした従来の会計処理（以下、「本件会計処理」といいます。）について、2024年3月より独立した外部の有識者による外部調査委員会を設置して調査を進め、2024年6月21日付で外部調査委員会より調査報告書を受領しました。当社は、外部調査委員会による事実認定（本件会計処理に関して会計監査人に事実誤認等を生じさせるに至った、①内部統制上の問題点、②上場企業の連結財務諸表の作成に責任を負うべき経営者としての不適切な言動、③会計監査人とのコミュニケーション上の問題点等）及び再発防止策の提言等を真摯に受け止めており、また、外部調査委員会による調査結果を尊重しておりますが、有限責任あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」といいます。）より、連結の範囲の判定に影響を与える重要な事実（①城口氏の個人貸付が連結の範囲に与える影響、及び、②プットオプションの行使条件に関する出資者への説明内容が連結の範囲に与える影響）に関し、調査報告書の内容を踏まえてもなお、重要な虚偽表示の原因となる不正があるとの見解が示されている事実も重く受け止めており、下記のとおり、再発防止策を策定し、本日開催した取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社における本件会計処理の検討過程において、当社内部における情報の伝達や取締役会等への情報共有が適切になされていなかったこと等の問題があり、本件会計処理に関して会計監査人に事実誤認等を生じさせるに至ったことは、当社の内部統制及びガバナンスの実効性が不十分であったことに起因したものと深く反省しております。今後は、同様の事象を未然に防ぐために内部統制の強化を図るとともに、速やかに再発防止策を実行し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 責任の明確化

- (1) 2024年7月29日付「代表取締役CEOの異動（退任）のお知らせ」に記載のとおり、当社は、上記の外部調査委員会による事実認定及びあずさ監査法人の見解を踏まえ、本件会計処理に起因する一連の問題について、当社代表取締役CEO城口洋平氏（以下、「城口氏」といいます。）の当社代表取締役CEOとしての責任を明確化する必要があると判断いたしました。城口氏は、2024年3月28日に開催された当社第9期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の決議によって取締役に選任され、同選任議案記載のとおり本定時株主総会継続会（2024年7月30日開催予定）終結時をもって取締役に就任（再任）する予定でしたが、上記を踏まえ、城口氏より、当社取締役就任を辞退する旨の申し出があり、当社は、同日開催の取締役会にてこれを受理いたしました。
- (2) 後任の代表取締役については、2024年7月30日（本定時株主総会継続会開催予定日）から2024年9月3日（臨時株主総会開催予定日）までは平田政善氏が代表取締役会長に就任いたし

ます。また、平田氏においては、2024年9月3日以降も取締役会長として、当社の再発防止策の確実な実行に関与いたします。

2. 権限分散による経営トップに対する牽制機能の強化

経営トップに対して、適切な牽制や抑制を図ることができる組織体制の見直しを図り、経営トップの権限行使を適切に牽制あるいは抑制できる体制を構築いたします。

- (1) 代表取締役を複数名選出し、代表取締役相互の牽制体制の実効性を担保いたします。
- (2) 最高財務責任者（CFO）は上級執行役員とし、任命及び人事評価は、指名報酬委員会が行うこととします。

3. 取締役会及び監査役会の経営トップに対する監督機能の強化

外部調査委員会によって認定された当社の問題点については、城口氏を中心とした当時の執行体制において、金銭消費貸借契約やオプション行使条件等の重要なリスク要素が取締役会へ報告されていなかったことが一因となっています。これを是正するため、今後のリスクへの対応等においては、「2. 権限分散による牽制機能の強化」に記載のとおり、複数の代表取締役を選任するとともに、既存のガバナンス体制の適正な運営を前提に、複数のチャンネルから取締役会へのリスク事項の報告と議論が徹底できる体制を構築します。

- (1) 経営執行会議及びコンプライアンス・リスク委員会での議論項目と粒度を見直し、現段階のオペレーションリスクのほか、事業戦略に起因するリスク等について執行サイド（常勤取締役、執行役員）と監督サイド（社外取締役、監査役）間での徹底した議論を行うことで、執行サイドと監督サイドを含めた会社全体でリスク認識を共有し、経営課題と一体的に取り組める体制にすることで取締役会及び監査役会の監督機能をより一層強化いたします。
- (2) 権限分散を前提とし、旧来の限定的になっていた取締役会へのレポートラインを複数にすることで、法務及び会計・経理上のリスクを含む重要なリスク要因への対応について、その具体的な内容や検討過程、対応状況を積極的に共有いたします。

4. コンプライアンス意識の向上

経営トップを筆頭に、当社の全役職員のコンプライアンスに係る認識を改め、上場企業として求められるコンプライアンス意識を徹底するため、以下の施策を実行してまいります。

- (1) 正しい行動を促す企業風土を醸成するため、経営理念や行動規範等を見直し、すべての役職員が守るべきコンプライアンスの基本的な考え方や指針を明文化するとともに、浸透の徹底するための取り組みを継続的に行います。
- (2) コンプライアンス・リスク委員会が主導して実効性あるコンプライアンスプログラムの立案・計画、推進を図るとともに、モニタリングを通して継続的に評価・改善に取り組んでまいります。
- (3) 全経営幹部の会計リテラシーの醸成を目的として、内部統制、財務報告・開示等に関する研修を実施いたします。
- (4) 役職員の意識変革を着実に推進するため、体系的な研修プログラムを計画し、実施いたします。
- (5) 役職員の人事評価に多面的評価を取り入れるなど、人事評価制度を改善してまいります。
- (6) 内部通報制度の実効性を高めるための取り組みを行ってまいります。
- (7) 社内のコンプライアンス意識の定着度や醸成状況を把握するため、定期的な意識調査を実施いたします。

5. 会計機能・法務機能・内部監査機能の強化

会計・法務・内部監査機能を強化のため、経理リソースの増強、法務室の関与拡大、内部監査の独立性強化を実施いたします。

(1) 会計・経理機能の強化

会計処理の検討やモニタリングを行うために必要な経理リソースの増強を図るとともに、既存の経理リソースを含め継続的な教育研修を行ってまいります。

加えて、金額的重要性が高まっている取引や契約内容が変更となっている取引の有無を CFO 室、法務室及び事業部門双方が定期的に確認するとともに、グループ会社の設立やグループ会社との取引条件の決定に際しては、CFO 室、法務室及び事業部門で会計処理や契約関係を整理

し、その共通認識に基づいたポジションペーパーを作成した上で、重要性に応じて外部の専門家のチェックを経た上で、CFO 及び法務責任者を含む執行サイド並びに監督サイドがポジションペーパーのレビューを行い、会計処理の妥当性を確認する態勢を整備します。

(2) 法務コンプライアンス機能の強化

法務室を社内の重要なプロジェクトに前広に関与させ、かつその業務執行の独立性が尊重される態勢を併せて整備いたします。具体的には、法務室に法務コンプライアンスを担う専門的知見と相応の経験を有する人材の採用等を検討します。

(3) 内部監査機能の強化

内部監査の独立性及び実効性を確保するため、専任の内部監査室長を配置します。また、内部監査の過程で不正の兆候等を検知した場合等には、監査役会へ報告することを義務化します。さらに、内部監査室長の人事評価は、監査役会の同意を経て確定することとします。

6. 会計監査人との信頼関係の構築

会計監査人との連携強化と三様監査の定期的な情報共有を実施し、適切な会計処理と三様監査の体制を確立します。

(1) 会計監査人との連携強化

当社の会計処理にかかる方針を策定する際は、必要に応じて専門家に相談を行い、会計上の論点を明確にし、当社としての判断とその論拠についてポジションペーパーを作成した上で、会計監査人と協議いたします。また、当社が会計監査人とその会計処理にかかる方針について協議する際には、案件の全体像を提示して説明することを徹底します。また、当社と会計監査人間で確認・合意した会計処理にかかる方針に関する事項については、事後的な会計上の解釈の齟齬を防ぐため、整理して書面化することを徹底します。

(2) 三様監査の連携強化

監査役、内部監査部門、会計監査人によるミーティングを少なくとも四半期毎に開催し、適時・適切な情報共有と意見交換を実施します。

以上